「指定介護老人福祉施設」
重要事項説明書

特別養護老人ホーム
ハピータウン KOBE

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（兵庫県指定第２８７０２００２８０号）

当施設はご利用者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．施設経営法人

⑴　法人名　　社会福祉法人　博由社
⑵　法人所在地　　明石市大久保町大窪２５７３－１６
⑶　電話番号及びＦＡＸ番号　　Ｔｅｌ．０７８－９３４－９１６１
　　Ｆａｘ．０７８－９３４－２８８５
⑷　代表者氏名　　理事長　　三　輪　眞　己
⑸　設立年月　　昭和５７年３月

２．ご利用施設の概要

⑴　建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上　２階
　　地下　１階
⑵　建物の延べ床面積　５,４０５㎡
⑶　併設事業　（介護予防）短期入所生活介護　　２０床・空床型
　灘の浜高齢者介護支援センター
　事業の種類　　兵庫県知事の事業者指定 2870200397 号
　訪問介護（介護予防訪問介護）身体介護・家事援助　対応
　通所介護（介護予防通所介護）一般型　３０名
　認知症対応型（介護予防認知症対応型通所介護）　６名（休止中）
　指定居宅介護支援事業
　地域包括支援センター（西灘あんしんすこやかセンター）
⑷　施設の周辺環境
　神戸市副都心、ハット神戸灘の浜団地の住宅内（９番館）にあり、ＪＲ「灘」・阪神電鉄「岩屋」より徒歩１０分以内です。団地内には、スーパーマーケットや飲食店・理髪店・美容院もあり、車いすの通行にも配慮されたバリアフリーの街になっているためにご面会の折りには散策等もお楽しみいただけます。

３．ご利用施設

⑴　施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年４月１日指定
　　兵庫県２８７０２００２８０号
⑵　施設の目的　　指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の

介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

⑶　施設の名称　　特別養護老人ホーム　ハピータウンＫＯＢＥ

⑷　施設の所在地　　神戸市灘区摩耶海岸通２－３－９

交通機関　　ＪＲ「灘」・阪神電鉄「岩屋」より徒歩１０分

⑸　連絡先　　Tel.０７８－８０３－３６０９

Fax.０７８－８０３－３６２９

⑹　施設長氏名　　伊豆原　智之

⑺　当施設の運営方針　　『忠恕』の言葉をモットーに、他人（ひと）を思いやり、他人（ひと）の立場になって考え、他人（ひと）に尽くすことを基本精神として取り組んでいます。

長年、社会に貢献してこられた方々の終の住み処――だからこそ、喜びあふれる日々を送っていただきたいと考えています。利用者と職員、また御家族、利用者間においても、互いに助け合い協力し合って明るく楽しい『共生』の場を目指しています。地域に開かれた施設を目指し実習生・ボランティア等の受け入れも積極的に行っていきます。

⑻　開設年月　　平成１０年４月１日

⑼　入所定員　　９０人

４．施設利用対象者

⑴ 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護３～５」と認定された方が対象となります。

但し、要介護１又は２であっても特例入所の要件に該当する方は入所の対象となります。

また、入所時において「要介護３～５」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護３～５」でなくなった場合には、退所していただくことになります。

但し、その際特例入所の要件に該当される方はその対象ではありません。

⑵ 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合には、ご利用者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

５．契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第２条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に、施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③施設サービス計画は、６か月に１回、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

↓

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

６．居室の概要

居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋もしくは２人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室　数	備考
個室（１人部屋）	６室	
２人部屋	２４室	
４人部屋	１４室	
合　　計	４４室	
機能訓練室	１室	
医務室	１室	酸素ﾎﾞﾝﾍﾞ、吸引器
静養室	１室	
浴　室	２室	一般浴室と特殊（機械）浴室
食　堂	２室	一階：30 人　二階：80 人

☆居室の変更：

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更します。その際には、ご利用者やご家族等とご相談いたします。

７．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	人　数
１．施設長（管理者）	１名
２．介護職員	３７名以上
３．生活相談員	２名以上
４．看護職員	５名以上
５．機能訓練指導員（兼務及び嘱託）	１名以上
６．介護支援専門員（専任）	１名以上
７．医師（嘱託）	２名以上
８．管理栄養士	１名以上

☆上記の職員数はショートステイ事業と合算です。

〈主な職種の勤務体制〉

ケアワーカー　日勤：　９：００～１８：００
早出：　７：３０～１６：３０
遅出：　１２：００～２１：００
夜勤：　１７：１０～１０：３０

看護師　日勤Ａ：　８：００～１７：００
日勤Ｂ：　９：００～１８：００
日勤Ｃ：　９：３０～１８：３０

☆土日は上記と異なります。

８．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

１　利用料金が介護保険から給付される場合
２　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）
（※　施設サービス利用料金については別紙料金表を参照）
以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。（人により８～７割、各自の負担割合証による）

〈サービスの概要〉

①食事の介助（食事の提供については給付外となります）
- 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）
朝食：　７：３０～　８：３０
昼食：１２：００～１３：００
間食：１５：００～１５：３０
夕食：１８：００～１９：００

②入浴
- 入浴を週２回、入浴できなかった日は清拭を行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- 体調によって部分清拭のみになる場合もあります。

③排泄
- 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練
- 看護師等他職種とワーカーが順次相談し、生活の中での訓練を考え実行していきます。

⑤健康管理
- 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- 管理栄養士が栄養に関するマネジメントを行います。

⑥その他自立及び重度者への支援
- 体調が許せば食事は食堂で摂っていただきます。
- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- 原則、身体拘束は行いませんが、緊急やむを得ない場合には身体拘束廃止に関する指針に基づき、手続きを行います。
- 夜間でも看護師に連絡がつく体制をとり、看取り等に関する対応も行います。

(2)その他介護給付サービス加算
別紙料金表　参照

★平成１２年４月１日以前の入所者の方については、旧措置時代の費用徴収額を上回ってはならない（平成１２年３月厚生省告示第６３号及び第６４号）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
☆一泊外泊について（契約書第２３条参照）には外泊期間中、全食とらない日数分の食卓に係る標準自己負担額は利用料金から差引きます。
☆利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)
利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
実費相当額の範囲内にてご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(１日当たり)のご負担となります。

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))
この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方は高熱水費相当額、個室利用者の方には高熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費(滞在費)の金額(１日当たり)のご負担となります。

＊外出･外泊･入院等で居室を空けておく場合、第１～３段階の方は、６日までは負担限度額の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。

③ 特別な食事
ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容
〔理髪・美容サービス〕
月に１回理･美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。
利用料金：１回あたり１８００円～（パーマご利用の場合は左記金額と異なります。）

⑤ レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 医療費・薬代
ご契約者の状況に応じて医療機関の受診及び薬剤の処方を受けます。
その際の費用に関しては自己負担となります

ｉ）主なレクリエーション行事予定

	行　事　と　そ　の　内　容	備考
１月	１日　お正月 （おせち料理をいただき、新年お祝いします。）	
２月	３日　節分（施設内で豆まきを行います。）	
３月	３日　ひなまつり （お雛さま飾りを作り、飾り付けを行います。）	
４月	上旬　お花見 （散歩やドライブで桜をお楽しみ頂きます。）	
５月 ６月	外出行事 （ユニット毎に個人の希望も考慮して行います）	参加費を頂きます。
７月	七夕祭り、笹飾り	
８月		
９月	敬老会	
１０月	秋祭り	
１１月		
１２月	忘年会	

＊感染症の状況により、中止する事もあります。

⑦ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当として下記の金額をご負担いただきます。

１枚につき１０円

⑧ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。

費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担はありません。

⑨ 契約書第 21 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日あたり）ご契約者の要介護度の応じた料金と居住費をお支払いいただきます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１ヶ月前までにご説明します。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記８-1、2の料金・費用は１か月ごとに計算し、ご請求しますので、原則、口座引き落としにてお支払いいただきます。ただし、引き落としが困難な場合、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
　　みなと銀行　春日野支店　普通預金　３７３１０２５
　　名　　義：　社会福祉法人　博由社
　　灘の浜高齢者介護支援センター

（5）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 嘱託医

神経内科	村山医院	灘区篠原南町５－５－１３ TEL　078-861-3666
内　　科	橋村クリニック	灘区永手町３－２－１７ TEL　078-822-8088
泌尿器科	いまにし泌尿器科	灘区岩屋北町２－３－１３ TEL　078-805-4567
精神科	加藤心療内科	芦屋市船戸町１－29 モンテメール西館６F TEL　0797-31-1556

② 協力医療機関

歯　科	なかたに歯科クリニック	兵庫区駅前通１－32－１アルバビル TEL　078-577-2100
入　　院	金沢病院	灘区神ノ木通４－２－２５ TEL　078-871-9001

③ 病院受診時の対応に関して

ご利用者様が発熱等の体調不良や心筋梗塞・脳卒中等で意識不明、意思表示不能になられた場合、病院を受診する事があります。その時、病院で病状の説明や緊急治療（検査や手術等）についての承諾を医師から求められた時の対応は下記の通りとなります。

・緊急時には必ずお電話がつながるようにお願い致します。搬送先の病院をお知らせしますのでご同行をお願いします。

・緊急時の治療方針については施設では判断できません。必ずご家族様が医師から説明を聞いた上で判断・決定をお願い致します。

９．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

（契約書第 15 条参照）

①介護認定により「要介護３～５」でなくなった場合
但し、要介護１又は２であっても特定入所の要件に該当される方は対象ではありません。
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ご利用者が入院された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

⑵ 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）
（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
⑤利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合。
・暴力又は乱暴な言動、無理な要求、物を投げつける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する など
・セクシュアルハラスメント　介護従事者の体を触る、手を握る 、腕を引っ張り抱きしめる、性的な話し卑猥な言動をする など
・その他 介護従事者の自宅住所や電話番号を聞く 、ストーカー行為等
⑥利用者が連続して６日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑦ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）
※当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、６日間以内の短期入院の場合

６日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所する事ができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
☆重要事項説明第８章〈サービス利用料金〉参照

③ ６日間以上３ヶ月以内の入院の場合

６日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合であっても、３ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※契約を解除しない場合に、居室を緊急等のショートステイに利用させていただく場合がありますのでご了承ください。

⑶円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）
ご契約者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

また、契約書第１８条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。
〇病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
〇居宅介護支援事業者の紹介
〇その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

１０．身元引受人（契約書第２２条参照）
⑴契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
⑵身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
⑶身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
またこればかりではなく、ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な

事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負う事になります。

⑷ご利用者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や慰留金品その他残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご利用者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくことになります。

⑸身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者はあらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

１１．苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

（1）　当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口および担当者

ハピータウンＫＯＢＥ　０７８（８０３）３６０９

特養担当　　：木村　志帆

：高野　ゆかり

ユニットのリーダーはじめケアワーカーに申し出ていただいてもかまいません。

○苦情解決責任者　施設長　：伊豆原　智之

（2）苦情処理第三者委員の設置

○事業者に直接苦情を申し立てづらい場合には、苦情処理第三者委員に連絡することもできます。

中川　徳一郎　（監事）　連絡先　０７８　８５８　１５００
（神戸航空貨物ターミナル株式会社内）

小松　正和　（評議員）　連絡先　０９０　４２７８　２２５２

三好　登志行（弁護士）　連絡先　０７８　９１８　４１８８
（佐藤健宗　法律事務所内）

（3）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	神戸市中央区三宮町１丁目9―1－1801 ℡　０７８（３３２）５６１７ 平日　８：４５～１７：１５
神戸市福祉局監査指導部 （法人・施設指導担当）	神戸市中央区加納町６丁目５番１号 ℡　０７８（３２２）６２４２ 平日　８：４５～１２：００、１３：00～１７：３０

神戸市消費生活センター	神戸市中央区橘通３丁目４－１ ℡　０７８（３７１）１２２１ 平日　９：００～１７：００

１２．サービス提供における事業者の義務（契約書第８条、第９条参照）
当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得ておこないます。
⑧（事故発生時の対応）サービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。サービス提供により賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
⑨（虐待の防止）虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
（１）虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施する

（４）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等 関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（５）上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

⑩（緊急時の対応）サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医、協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告する義務を負います。

⑪（衛生管理及び感染症対策）入所者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年２回以上）実施する。

⑫（業務継続計画の策定）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施 するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑬（個人情報の保護）施設が得た入所者の個人情報については、事業所内のサービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者又は家族の同意を得るものとします。

１３．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)　持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

・貴金属類　・高額の現金　・刃物（カミソリ等も含む）・武器等
・生もの　・個包装でない賞味期限不明な食品類

⑵　面会

個別の面会については、９：00～17：00（食事時間等を除く）
別途ご予約して頂いた上での来園をお願い致します。

来訪者は、必ずその都度事務所にて面会記録に必要事項をご記入下さい。
なお、来訪される場合、食品の持ち込みは職員にお知らせ下さい。

⑶　外出・外泊（契約書第 23 条参照）

外出、外泊をされる場合は、２日前にお申し出下さい。
葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。
但し、外泊については、最長で月６日間とさせていただきます。

⑷　食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記 8⑴（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

⑸　施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条・第 11 条参照）

〇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
〇故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
〇ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
〇当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

⑹　喫煙

施設内の喫煙スペースはございません。

１４．損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。
ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

本重要事項説明書・看取りに関する指針と併せて別冊「契約書」で説明を行い、利用者も説明を受けた内容に承諾したうえで、上記契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（立会人）　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者

運営法人　住　所　明石市大久保町大窪２５７３―１６

法人名　社会福祉法人　博由社

代表者　理事長　　三　輪　眞　己　　㊞

電　話　０７８（９３４）９１６１

事業者　　住　所　神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９号

事業者名　特別養護老人ホーム　ハピータウンKOBE

代表者　　管理者　　伊豆原　智　之　　㊞

電　話　　０７８（８０３）３６０９

本重要事項及び契約書の

場　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞